

消費者の安全・安心確保のための
「地域体制の在り方」に関する意見交換会
第4回議事録

消費者庁地方協力課

消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する
意見交換会（第4回）
議事次第

日時 平成25年12月13日（金） 9:58～12:03

場所 消費者委員会大会議室

- （1）厚生労働省から報告
- （2）報告書案について
- （3）質疑応答・意見交換

○大森座長 おはようございます。1、2分早うございますけれども、全員おそろいでございますので、始めさせていただきます。

本日第4回目になっていまして、1回ふやして、今日が最終日でございます。よろしく願いいたします。

本日、小谷、清水、圓山、森、山田委員が御欠席ですが、その他8名の委員の皆さん方が御出席でございます。

11時見当に森大臣がお見えになるそうです。大臣がお見えになりましたら、恐縮ですがけれども、その段階で御挨拶をいただくというふうにさせていただきます。

よろしゅうございましょうか。

前回のときに皆さん方からいろいろ御意見を頂戴いたしまして、それを報告書の中に反映させるようなことを事務局をお願いしてございます。前回、高齢者の見守りネットワークに関する内容につきまして大筋は御了解いただいたのですがけれども、本日は、相談資格の内容を中心に御議論いただくことになっています。前回もそうございましたけれども、複数の委員の皆様方から消費生活相談窓口と福祉行政担当部門との連携について御発言がございました。本日、厚労省から担当のお2人がお見えくださっていますので、最初にその御説明を受けた後、事務局から報告書案について御説明いただいて、審議に入りたいと思っています。

それでは、厚労省のお2人様、お願いいたします。

○厚生労働省老健局 おはようございます。厚生労働省老健局でございます。前回御議論のありました点につきまして簡単に御説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料1「福祉行政と消費者行政との連携」についてでございます。

ページをおめくりいただきまして2ページでございます。前回も御議論ありましたが、高齢者の方のさまざまな御相談が市町村とか地域包括支援センターのほうには来ているわけでございます。先生方は御存じかと思いますが、現在、地域包括支援センターは、ここに説明を書かせていただきましたが、平成18年にできました地域の相談拠点でございまして、社会福祉士や保健師、あるいは主任ケアマネジャー等の専門職が配置されているセンターでございます。おおむね人口1万人に1カ所程度を目標としております。全国規模でいきますと1万カ所を目指してございまして、現在サブセンターを含めまして7,000カ所まで整備が進んでおります。

その総合相談の地域包括支援センターでございまして、2ページにございましてように、さまざまな関係機関とネットワークを組み合わせながら、支援を必要とされる高齢者の御相談に対応してございます。2ページの資料にございましてように、ケースによって違うわけでございますが、例えば、消費者被害に遭われた高齢者の方の、2回目はぜひ予防したいという御相談でございまして、地域包括支援センターと、右の下のほうに書いてございまして、消費生活相談窓口、場合によっては警察の方、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員さんなどと連携を保ちまして高齢者の消費被害の防止に努めているところでございます。

老健局といたしましても、地域包括支援センターは地域におきまして関係機関とネットワークを組んで総合的な相談をお願いしているという現状でございます。御存じのとおり、相談は多種多様でございますので、今、一例を申し上げましたが、さまざまな機関と連携をして相談をしているという現状でございます。

次のページをおめくりいただきまして3ページでございます。前回お話のございました消費者行政担当部署と市町村、あるいは地域包括支援センターとのかかわりのあるものでございますが、簡単に抜粋させていただきました。前回もお話ございましたが、高齢者虐待防止法の第27条に、消費生活に関する業務を担当する部局等と連携を図りながら進むという記載がございます。あと、介護保険法とか、老人福祉法には、消費生活に関する業務という直接の記載はございませんが、介護保険法の地域支援事業の記載の中には、地域包括支援センターは関係機関と連携して総合的な相談を進めるという記載がございますし、老人福祉法におきましては、実施主体である市町村は地域の関係機関と連携して相談を進めていく、支援体制の整備を進めていくという規定がございます。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○厚生労働省社会・援護局 引き続きまして、地域福祉の関係でございます。地域福祉課長でございます。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。「地域福祉に関するネットワークの現状」ということで、ネットワークのイメージ図をつくらせていただきました。ここでもさまざまな関係機関とネットワークを組むという取り組みを進めています。地域福祉の推進、あるいは地域づくり。コミュニティが壊れているということで、その再構築を図るといようなことで、民生委員、それから地域の多様な団体と連携をとった形での事業を進めております。

この資料の中にA、B、Cと書いてございます。例えば、要援護者の方々の見守りを行うネットワーク。民生委員、ボランティア等、日常적인見守りを行っておりますし、前回もサロンのお話を少しさせていただきましたけれども、交流の場。こういったところに関係者が集まって住民の方々のいろいろな御相談に乗るといようなこともネットワークとして行っております。

引き続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。これはネットワークの核になる1つの例ということで示させていただきました。社会福祉協議会の関係でございます。市区町村で社会福祉協議会をつくっておりますが、取り組み自体は地域によってかなり差がございますけれども、一応、社会福祉法の中で進めていくということで規定をされておまして、構成員としては、住民参加ということで、地域住民の方、民生委員、児童委員、社会福祉施設、ボランティア、保健・医療、教育といったさまざまな地域の関係機関、それから行政の方によって組織されているということで、ここがうまく活用できればネットワーク化がかなり進むということでございます。

事業の概要は省略をさせていただきます。

それから、6ページ「民生委員・児童委員の概要」でございます。全国に23万人、当然、守秘義務がかかっておりますけれども、特別職の地方公務員ということで配置されております。住民に対して訪問して相談・支援活動などをやっておりますので、ネットワークの中心にもなることができるかと思っております。見守り活動等も中心にやっております。

7ページでございます。字が小さくて恐縮でございますが、取り組みの1つの例ということで、これは民生委員・児童委員の連合会のほうで1つの研究事例ということで取り上げておるものでございます。概要としましては、単身の高齢者が訪問販売関係で2回、3回と複数の業者に契約をさせられるということで、被害に遭う寸前ですが、民生委員と消費生活センターと連携を密にして、クーリングオフの対応などをして、被害の防止に努めたという事例でございます。

あと、8ページ以下は、消費者庁で連携の事例をお示しになっておられますので、福祉と関係する部分を少し抜粋させていただきました。8ページ、9ページ、10ページは説明を割愛させていただきます。

11ページでございます。こういった地域の見守り等の関係で活動を行うについて課題が出てきております。大きなものは個人情報の壁でございます。1つは、地方自治体が関係機関に個人情報を提供する際に、行政のほうがかかなり過剰になってしまって、個人情報をなかなか出してくれないという問題が壁としてございます。もう一つは、介護支援機関、ガス・電気等の事業者から、困った方がいるというような情報が行政なり民生委員のほうに伝わってこない。これも個人情報の関係です。

というようなことで、防止策がなかなか進んでいない、あるいは見守りが進んでいない。そういったところが1つの課題として挙げられています。

これにつきましては、消費者庁と連携をしながら、行政に対しては過剰にならない取り扱い、それから条例等での対応もできるということ。事業者に対しては、12ページ、括弧でくくってあります③に書いてございますが、個人情報保護の適用外の対応ができる、要するに生命・財産等の保護に必要な場合には同意を得ないで情報提供ができるといったことの周知を消費者庁と経産省と厚生労働省でさらに図った。そういった取り組みも行ってあります。

13ページの最後でございます。実は厚生労働省で生活困窮者の自立支援法を所管しております、この6日に新しい法律が成立いたしました。これは、生活困窮者の方々を発見するアウトリーチをして、困っている方々の情報を相談センターにつないでいただくということもやりますし、そういった生活困窮者の方々の自立支援を総合的に行っていく制度であります。

「法案の概要」の「2.」の黒ボツの3つ目をごらんいただきたいと思います。各自治体で任意事業という整理はしておりますが、生活困窮者の方の生計に関する相談とか家計管理といったことの支援も行うことを法定化しております。家計相談支援事業ということ

にしております。

こういったことの中で、多重債務の問題であるとか、消費者被害の関係といったものも当然かかわってくると思います。そういった意味でも、これから消費者行政との連携がかなり必要になってくると思っております。

こういった動きの中で、厚労省としても、消費者庁、あるいは消費者行政と福祉の連携をしっかりと強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○大森座長 ありがとうございます。

せっかくでございますので、皆さん方のほうから何か御質問等ございますでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 池本でございます。

今、福祉行政と消費者行政で積極的に連携を進めていくということを厚労省の側から御説明いただいたというのは非常に心強い限りです。特に最後に御説明をいただいた13ページの生活困窮者自立支援法に基づく今後の取り組みの「2.」のところ、家計相談支援事業というところが、審議の過程の中では多重債務問題がメインのような議論だとこちらは受けとめていたのですが、家計に関する相談という意味では、不要なものを買わされたということで消費者被害も含むと位置づけていただいているということになれば、この新しい法律の意味づけも含めて消費者問題との連携を積極的に進めていただけるということで、非常に心強く思っています。

1点だけ質問をさせていただきます。これは前回も申し上げたことなのですが、福祉行政、高齢者問題などに取り組んでいる人から、そうはいつでも、高齢者福祉の分野にかかわっているそれぞれの人たちはいろいろな課題が入っていてあつぷあつぷしているところもある。そこへ、自治体の消費者行政部門から、このこともやってくださいと言っても、なかなか手が回らないのが実情であるという意見が複数あると聞きました。その意味で、地域に対して、先ほどは、ネットワークのような取り組み事例があるということの紹介、消費者庁もまずはそれを提供するということがあるのですが、現実に各地でそのネットワークを動かして、そこへ消費者問題も取り込んで積極的に動かしていくために、例えば、どういう形での働きかけか、文書・通知のレベルになるのか、研修になるのか、それとも別の人材面も含めた効果的な働きかけの方法があるのか。そのあたりはどういうことを検討されているのか、あるいはどういう御予定があるのか、お伺いできればと思います。

○大森座長 どうぞ。

○厚生労働省社会・援護局 実は、皆さん御専門ですから御承知だと思いますけれども、昨年6月、消費者教育推進法の中に、民生委員、社会福祉主事とか介護福祉士、高齢・障害のサービスの担い手といったところと連携を図る、研修とか情報共有を進めていくというのがきちっと書かれました。それを受けて、福祉行政の関係でも各自治体の消費者行政担当と連携をとってこの取り組みを進めるようにお願いしています。1つは、これが

取り組みのスタートになるかと思っております。

また、消費者行政の関係の見守りネットワークというのが各地域でできているところもございますので、そういったところをさらに活性化させるといった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○大森座長 よろしいでしょうか。

○池本委員 はい。

○大森座長 よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○河野委員 今、池本委員が御質問なされたことが、実は私の住んでいるところでは実際に行われていまして、地域福祉計画を実行に移す上で、地域の中で住民に手を挙げてもらう。福祉の面も含めまして、地域に関して自分たちはしっかり勉強してやりますよと、民生・児童委員以外に普通の住民がそこに手を挙げて、毎月1回ずつ研修を行い、行政の方々と一緒に課題を抽出してやっていこうというふうに今実践が始まっています。ちょうど始まって半年ぐらいになります。

私自身も民生・児童委員として10年やってきまして、個人情報はどうするかという問題は非常に悩ましい問題でした。11ページのスライドの下のところの問題で挙げられています。手上げ方針、同意方式、関係機関共有方式。これは3つとも非常に時間はかかりましたけれども、市の住民全部、全戸に知らせる形で広報も使ってお知らせを出して、そして、このような場合、個人情報を民生委員に知らせてもいいですかと手を挙げていただいて、そこの方には丁寧に説明して同意していただいて、最後は、いざというときにはこういったところには共有してもいいですよということで、町内会、隣近所を含めて同意をとって進めている。もちろん、嫌な方はそこから先にはいかないという形で、法律はありながら、丁寧な対応をすれば先には進めるというのを私の身近で今感じているところですので、そういったことも含めて、消費者被害といいましょうか、この消費者課題を1つだけ入れていけばいいのではないかと。

今、回覧板、広報等で、このような取り組みを市の中全体でやっていますよというのが周知されているのですが、最近、消費者被害を防止するという意味で、こういうことには気をつけましょうというような情報が入った広報がされています。初めは、福祉の視点ですとか、防災の視点、防犯の視点しか入っていなかったのですが、最近そこにちょっと進んできている。ですから、あるネットワークを活用することは、うまくやれば成果が上がるのではないかと感じています。

○大森座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、前回「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会中間報告」の話題が出まして、この内容についてもう少し知りたいという御要望がございました。それを含めて、今回、皆さん方のお手元にある修正箇所を中心にしながら報告書案について説明を受けまして、その後、議論いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、お願いします。

○望月消費者制度課企画官 それでは、本日、資料2で見え消し版と溶け込み版を御用意しております。それを中心にごらんいただければと思います。

まず、見え消し版のほうで修正箇所を中心に御説明したいと思います。

まず、7ページでございます。

○大森座長 先に中間報告をやったほうがいいと思います。

○望月消費者制度課企画官 はい、かしこまりました。

それでは、中間報告から先にやらせていただきます。失礼いたしました。

資料4-2をごらんいただければと思います。4-1が概要、4-2が中間報告でございます。

この中間報告でございますけれども、「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」を昨年8月まで約1年程度行っておりまして、そこで出された中間報告です。今の意見交換会でやらせていただいている議論もこのところも反映したものとなっております。これは非常に多岐にわたりますので、要点のみ御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、4-2の2ページをごらんいただければと思います。「はじめに」のところでございますけれども、この中で今の制度について書かれております。今の制度でございますけれども、内閣府令で、同法施行規則第7条におきましてそれぞれ3つの資格が明記されております。相談業務に従事する専門的な知識及び経験を有する者の資格として、消費生活専門相談員資格、消費生活アドバイザー資格、消費生活コンサルタント資格の3資格が規定をされております。

ただし、ここにも指摘をされておりますが、こうした消費生活相談に従事する方の資格がどのような要件及び手続により付与されたかは法律上明記されておりません。このような問題意識に立ちましてこの検討会がなされたということでございます。

さらに、この中間報告の中で11ページをごらんいただければと思います。ここは「相談員資格を法律に位置付ける必要性」でございますけれども、それについてまとめたところでございます。11ページの下のほうでございますけれども、ここで書かれておりますのは

- ① 行政や消費者団体等の民間において行われている消費生活相談の質の向上と全国的な水準の確保を図るとともに、
- ② 消費生活相談員に対する消費者からの信頼を一層向上させ、また、事業者との関係においても、関係機関との連携を図るにあたって消費生活相談員が専門職であることをより明確にし、
- ③ さらに、相談員資格に対する社会的評価を向上させるために、消費者等にとって分かりやすく、かつ、消費生活相談員に必要な知識・技能等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付けるべきである。

ということが書かれております。

さらに、おめくりいただきまして 23 ページでございますけれども、「相談員資格付与の主体」について書かれております。ここで出されておりますのは、

今回の相談員資格については、消費生活相談の質の確保・向上を図るために国が消費生活相談員について一定の水準を担保するものであることから、国（内閣総理大臣）が付与する資格とし、消費生活相談実務の動向等を試験等の内容に的確に反映させるなどその内容や水準の確保等について国が責任を持って行う制度とすべきである。

ということが書かれております。

その上で、試験の実施等については、指定機関制度等により民間団体等に行わせることができる仕組とすべきであるが、その場合には、消費者問題等に関して知見を有する団体等が実施する仕組とするとともに、国がその内容や水準の確保、公正性等について法令に基づきしっかりと担保する仕組とすべきである。

という結論が中間報告の段階では出されております。

中間報告の内容はこの程度を御紹介させていただきまして、次に、資料の報告書のほうを御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料 2、見え消し版と溶け込み版のほうにお戻りいただきたいと思っております。見え消し版の 7 ページでございます。

まず「消費者教育の推進」というところでございます。これは、前回も意見が出ておりましたけれども、消費者教育推進法の趣旨を踏まえて修正すべきだという御意見もいただいておりますので、その意味も含めてこのように修正させていただいております。合理的意思決定ができるよう自立した消費者を育成するというような消費者教育推進法の本質もここに反映させていただいております。

続きまして、8 ページでございます。先ほど厚生労働省からも御紹介いただきましたような福祉分野との連携につきましてここで明記をさせていただいております、このような福祉分野とも共同して取り組む必要があるということを指摘しております。

続きまして、9 ページでございます。消費生活協力員や消費生活協力団体ということを書かせていただいておりますけれども、この名称につきまして、「協力」と言うと余り主体的な感じがしない、行政に協力するというような感じがしますので、もうちょっと名称を考えたほうがいいのかという御指摘をいただきました。それを踏まえまして、これは愛称というような感じになるかもしれないですけれども、消費生活サポーターというような名前にさせていただいております。前回御指摘いただいた、このようなサポーターとか身近にいる人々が高齢者の被害の状況などを察知するというのも 9 ページの下のところに書かせていただいております。

さらに、このようなサポーターにつきまして、民間団体や国民生活センターの講座などについても活用、充実等を図ることが求められるということも 10 ページにかけて書かせていただいております。

続きまして、11 ページをごらんいただければと思っております。情報の活用のところござい

ます。今もお話がありましたし、前回は圓山先生から御指摘いただきましたけれども、個人情報に関する過剰反応により支障が出ているということがございますので、このところを明記させていただいております。さらには、具体的な事例などを提示することによって取り扱いについてわかりやすく説明していくことが求められるということを修正しております。

続きまして、13 ページをごらんいただければと思います。ここは、体制の中で都道府県の役割のところがございます。都道府県が小規模な自治体を支援するというのをここで書かせていただいておりますけれども、そうしたことをした場合に、消費生活相談の体制が十分でない小規模な市町村などにおいては、消費者行政が後退してしまうのではないかと懸念がございますので、都道府県が一定の役割を担うことになったとしてもPRでありますとか、被害防止のための情報を提供するというは少なくとも小規模自治体でもやっていただきたいということをここで書かせていただいております。

さらに、14 ページ「国及び国民生活センターの役割」でございます。ここでは、前回、財政支援についてもうちよっと書くべきではないかという御意見をいただきましたので、それを踏まえまして修正をしております。財政上の措置を行うことが求められるということを書いております。それで、関係省庁間での連携を強めるということもここで書いております。

続きまして、15 ページでございます。最後の「消費生活相談員及び消費者行政担当職員の確保と資質向上」の中で、まず、消費生活相談員の職の位置づけでございます。この点につきまして、消費生活相談員とはどういう位置づけなのか、どういう資格や権限を持っているかなどを問われることがあるということを修正しております。前回と若干書きぶりを変えております。

また、事業者とのあっせんの円滑化が図られるよう、地方公共団体において消費生活相談等を行う者としての『消費生活相談員』職を法律に位置付けることが適当である。という書きぶりに若干変更させていただいております。

さらに、16 ページでございます。ここは資格試験制度のあり方でございますけれども、これにつきましては前回かなり意見が出ましたので、内容を修正しております。まず、先に御紹介いたしました中間報告の内容も踏まえまして、現状どのような仕組みになっているかということも16 ページの1 段落目で書いております。現状では3 資格が内閣府令で規定をされておまして、どういう手続やどういう知識や技術が求められているものかということが明記されていないという問題点を書いております。

その問題点を踏まえまして、どのように改善していくべきかということも2 段落目以降で書いております。それで、登録試験機関制度の話も、その要件を満たしたところが登録試験機関として複数の団体がそれぞれ試験を実施できるようにするというのを書かせていただいております。さらに、そのように制度を明確化することによりまして、消費生活相談への信頼性が増すと考えられるということを書いております。

そのほか、関連の修正をしておりますけれども、17 ページの下のところで、消費生活相談員の職務とその専門性や消費生活相談員資格制度について周知を図るという必要性も前回御指摘いただきましたので、その点を踏まえて修正いたしました。

さらに、18 ページ（5）でございます。ここは特定消費生活相談員のところでございます。前回、このところは若干わかりにくいという御意見もございましたので、それを踏まえまして、「また」以下で内容を追記しております。さらに、市町村のところについては、このところを削るという修正をさせていただきました。

さらに、18 ページの雇いどめのところでございますとか、19 ページの行政職員の役割について追加をさせていただくなど必要な修正をしております。

最後に「結び」でございますけれども、ここでは前回からもその関係団体との協力でありますとか、関係団体の意見を聴取しつつ進めていくべきだというようなお話もございましたので、その点を踏まえまして最後のところを修正しております。

主に修正をした箇所は以上でございます。

○大森座長 御苦労さまでした。

それでは、これから御意見を頂戴しますけれども、大筋としては、前回の議論の皆さん方の合意がほぼ成り立っている箇所と、今回、この前の御意見を入れて直している箇所がございますので、主として、今回直っているような箇所を念頭におきまして御発言いただいて、できれば本日取りまとめたいと思っています。よろしく願いいたします。

どなたからでも結構でございます。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 これは、昨日の NHK ニュースで、それ自体の放映ではなくて、ネットで確認したのですが、消費生活相談員国家資格新設の方針というニュースの中で、新たに国家資格を設ける方針を固めましたという報道で、その国家資格を設けた後、消費生活センターの相談員にはその資格を持つ人やこれと同等の技量を持つ人だけが採用されることとなりますというような説明があったようなのです。これは前回までの議論と私の理解とも大きく違っているので、そもそもこれは消費者庁が発表された中身なのかどうか。その 3 資格とは別に新しい資格をつくって、3 資格はその他同等の技量を認める程度の位置づけになるという方向をお考えなのか。これも位置づけが全然違ってしまわないか。少なくとも前回の議論では、今日の報告書の資料の 16 ページの 19 行目以下のところに

現在の消費生活相談員に関する 3 つの資格については、消費生活相談員の任用要件として規定し、その資格保有者が引き続き消費生活相談業務を担えるよう円滑な移行に関して必要な措置を講じることが求められる。

と書いてある。

私は、これは任用要件として法律に 3 資格も位置づけられると理解しています。ただ、「円滑な移行に関して必要な措置」というのがちょっと気になって、その意味が、ある期間限定の経過措置のようなことを指すのか、それとも将来にわたって 3 資格が消費生活相

談員の資格として位置づけられるのかということ、前回、確認的に質問したときに、期間限定ではないとお伺いしたはずです。

ところが、先ほどのニュースだと、3資格のことはどこかへ飛んでしまって、それと同等の技量があると認められるという、無資格者と同じ評価にしかなくなっているように思えるので、消費者庁としてそのような位置づけでコメントされたのかどうかということについて、あるいは、これが間違いなら訂正を求めるべきではないかと思うのですが、その点について経緯をお伺いしたいと思います。

○大森座長 これは審議官。

○川口審議官 報道自体は私どももネットで確認したところでございます。経緯は、この意見交換会に御出席の先生が一番よく御案内のところだと思います。いずれにせよ、現在まだ御検討いただいているところでありまして、まず、この報告書案に盛り込まれた内容を実現するためには法改正が必要になると考えているところでございますが、消費者庁として法律の改正案を通常国会に提出することを決めたということはありませんので、そういう趣旨でマスコミ等に発表したということはありません。

それから、中身でございますけれども、現状、3つの民間資格団体において試験が実施されて資格の付与が行われているということは、報告書等に書いているところでございます。現在のところということですが、まさに先生御指摘の16ページでございます。16ページに書いてあることがまとまりましたら、それを踏まえ消費者庁として検討していくということでございます。

特に御指摘の点において重要なところは、例えば6行目のところです。

消費生活相談を担う人材の確保や資質の向上を図り、消費者等にとって分かりやすく、かつ、消費生活相談員に必要な知識、技術等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付けることが適当である。

という部分と、その上で、実際のセンターに置く消費生活相談員の任用資格についてがこの11行目以降に書かれていると理解をしております。ここについては、まず、新しい試験に合格した者、またはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有する者から任用するということです。それから、資格試験の内容を法令上明らかにすることが書かれております。

それから、「また」というところがついておりますので、

現在の消費生活相談員に関する3つの資格については、消費生活相談員の任用要件として規定し、その資格保有者が引き続き消費生活相談業務を担えるよう円滑な移行に関して必要な措置を講じることが求められる。

と、このところも、この報告書がまとめれば法令で明らかにすることを前提に作業を進めていきたいと思っております。

ただ、いずれにせよ、消費生活相談員というものを職として明確にするということになれば、どうしても法律改正が必要になりますので、その法律は消費生活安全法ということ

になると思いますし、その法律に基づいた試験を行うということになれば、その試験の結果、認定される資格というのは今までの資格とは性格の異なるものということになると思います。実際に施行後任用されていくという意味では、この16ページの11行目、12行目、13行目、19行目、20行目、21行目、22行目というのが法律に規定された上で、それを実施していく。

参考2という資料は前回の資料とほとんど同じです。現時点で3資格に基づいて任用されている方たちがいますが、この方々は参考2にございますように、今までどおり、市町村の消費生活センター窓口、都道府県の消費生活センター窓口で、何の不安もなく勤務していただける。その旨を法律上明らかにしていく。それが意見、報告書案の趣旨であると理解をしております。

いずれにせよ、消費者庁として何か決めたということをございませので、今のところの報告書案の解釈ということで御説明をいたしました。

○大森座長 池本委員。

○池本委員 先ほど報告された資料4-2、昨年の検討会の23ページのところの書きぶりとは今回の報告書での書きぶりとの違いをはっきりと確認しておいていただきたいのです。

昨年の報告書の23ページのところでは、「指定機関制度等により民間団体等に行わせることができる仕組とすべきである」と。そもそも昨年の議論のときには、国民生活センターが独法でなくなる、国の行政機関の一部になる、そういう方向で、国の行政機関になったところが消費生活専門相談員の資格認定をするというのは位置づけとして維持が困難になりそうということもあって、新しい資格制度の議論が出て、指定機関制度によって民間団体に行わせる。その提案に対して、既存の資格との関係はどうなるのか、非常に問題ではないかという反対意見もたくさんあったと思います。

そういう中で、昨年の中間報告では、「8.」の(1)に、既存の3資格保有者については試験を一部免除するなどの措置を設けることが考えられるとあって、新資格に最終的には全体が移行するという方向を非常に強くにじませているものでした。ただ、それに対して相談員の地域の現場からかなり異論が出ていて、しばらくは手をつけない状態で、1年間たって今回の意見交換会につながってきたという理解です。

そのことが前提にあったので、今回の報告書では、3資格そのものを法律の中に任用要件として位置づけ、しかも、それは移行措置ではなくて、将来に向かって位置づけるものですから、私は報告書の「円滑な移行に関して必要な措置」という言葉に非常に違和感を覚えたので、ここの表現も変えていただきたいくらいなのですが、そういう理解だったのが、先ほどのニュースでは、3資格の位置づけのことがどこかへ飛んで、新資格のことだけが語られている。それは地域の現場にさらに混乱を及ぼすことになるので、昨年の議論と今回の議論は違うのだということをもっと明確に打ち出させていただく必要があるのではないかと考えます。そのあたりはいかがなのでしょう。そういう理解でよろしいのかどうか。

○大森座長　お願いします。

○川口審議官　昨年の議論によりますと、基本的に今の資格者が全て新しい資格を取っていただいて、その前提で、その資格を取った方だけが任用されることを基本と考えるという方向感の議論の上で、現在資格を持っている人をどうやって新資格の合格者として認定していくかという議論をしていただいていたのだと思います。これからそのようなことも議論としてあり得るわけです。つまり、今、資格を持っている人が新資格を取るときに、今までの資格を取っているということを実績として評価しながら認定していくという余地があるのかということは検討課題ですが、そこ自体を詰めるということではなくて、今まで3資格のいずれかを持って勤務をしているという方は、今後も新しい資格を取ることなく引き続き任用がされる。その意味としては、3資格といいますか、新しい資格と、先ほどの例えば、16ページの13行目の「消費生活相談員試験に合格した者と同等以上であると判断する」ということではなくて、それはそれで都道府県知事等が判断していただくということで、それとは別に、法律上、資格として規定するというのが19行目、20行目に書いてあることですから、昨年の中間報告から進化しているといえますか、少し変わっていると理解をしております。

○大森座長　どうぞ。

○池本委員　最後に御説明いただいたところでいうと、ニュース報道は間違いだと私は理解します。なぜ今の報道の表現、あるいは昨年と今回の違いの問題にこだわるか。その根底のところを説明しておきたいと思います。

コンサルタント、アドバイザー、消費生活専門相談員という3つの資格は、本来、行政の窓口、企業の窓口、地域の消費者リーダーという3つの分野全体で消費者政策の中の人材育成という形で構成されているはずなのですが、アドバイザーとコンサルタントは経済産業省が所管して育成していました。残念ながら、地方自治体の予算がだんだん減っていったら、地域のリーダー育成のニーズが余りなくなってきた。それから、消費者庁に一元化されたということもあってか、アドバイザーについても、経産省が企業に対して大いに働きかけて、資格を取ってくださいという流れもこのごろはなくなってきた。そのためにその2つの資格の位置づけが非常に低下してきているというのが現状だと思います。そういうこともあり、他方で、全国の行政の相談窓口の相談員の人材を確保するために、3つの資格が相まってその人材供給をやってきたという歴史があるわけです。

そういう中で、現在の議論は、地域のリーダーとか、企業の窓口の専門家という議論は棚上げにして、行政の窓口のことだけ議論している。それでも、従来の歴史を踏まえて3資格が相まって人材を育成してきたということは尊重しながら、それぞれの3つの資格の試験の水準を底上げするために複数の認定団体をつくるという形であれば、ぎりぎり理解できるかなということでした。そのようにすれば、例えばアドバイザーは、企業の窓口としての相談対応のこともしっかりチェックし、なおかつ、行政としての相談

対応のこともできる。あるいは、コンサルタントでいうと、地域のリーダーとしての力もつけ、行政の相談対応のこともできる。そのようにすることによって、3つの資格がぎりぎり維持されることになるのではないかということです。

先ほどの資料4-2をもう一回ごらんいただきたいのですが、26ページ「今後の課題」の(2)「消費生活相談以外の消費者問題等に関する活動を担う専門家の育成等」ということ。私、昨年もこの検討委員でしたが、地域の中での消費者活動をするリーダー、企業における消費者問題の専門家という議論がされていない、だから、その問題をしっかり議論してくださいということで盛り込んでいただいたはずなのです。ところが、この1年間、この部分は議論されていないのではないのでしょうか。

私は、その前、消費者庁ができた後2年間、参与で消費者庁にかかわっていましたが、その2年間も3資格全体のあり方という議論はしていないはずです。そういう状態の中で、先ほどのような報道で、今度新しい資格が出て、それ以前の人は準ずる人だというような評価が流れていくというのは、消費者政策全体の人材育成をどう考えているのかということでは非常な反発を受けますと思います。

そういう全体像の中で、3つの別々の認定機関が実施するというのは制度としてはやや妥協的な案なのです。それはわかっているのです。妥協的な案だけれども、過去の歴史を引きずって、きちんと手当てができていないところでの妥協案ですから、慎重に進めていただきたいと思います。

以上です。

○大森座長 私どもは非常に慎重ですけれども、報道が勝手と報道している。だから、報道が間違い。

次長、どうぞ。

○山崎次長 まさしくそうです。今、審議官からもお話ししましたけれども、人のかかわる問題というのは非常にセンシティブな問題ですし、これは本当に大事な問題ということはみんなわかっています。NHK ニュースなどが、方針が決まったかのように言っていますが、そもそも方針は決まっていません。、いずれにせよ、持つ者だけというのは誤りでして、そのためにこの検討会でこういう議論を何度もやっているわけですから、方針が決まっていること自体も誤りですが、仮に決まったとしても、この内容自体も誤りで、その点は本当に御心配いただかないようちゃんとやりますので、十分御安心いただきたいと思っています。

○大森座長 審議官、どうぞ。

○川口審議官 補足します。

先ほどの点を修正していないのですけれども、17ページです。登録試験機関制度は、昨年の報告書から少し進化したところで、「登録」という言葉と「指定」という言葉はその後整理をしましたが、指定というと、1つだけしか認定できないということになる場合が間々ありますので、そうではなくて、複数の団体がそれぞれ試験を実施できるようにする

ということで、登録試験機関制度としています。これは池本先生の今の御発言の御趣旨に合うと思います。

ただ、今後は、法律ができて、法律に要件を定めます。要件を定めた上で、それに合うものが登録されるわけですので、現存の試験と全て全く同じかというところは必ずしもそうでない場合があります。ただ、今までの歴史を十分踏まえて要件を設定していくということは当然のことですけれども、そういう意味で、今までとった試験とこれから登録試験機関制度で認定された機関が行っていく試験というのは少し違ってくるということ、発展するということはあると思います。

それから、今までの3資格を実施していた主体が登録試験機関になるということは十分あり得るということでございます。主体はあり得るけれども、試験内容がこれからの制度によってちょっと変えていただく必要がある可能性があるということです。

○池本委員 1点だけ。何度も発言するつもりはないので、今の最後の点だけ意見を申し上げます。

まさにその3つのそれぞれの分野の人材育成を尊重しながら、しかも、消費生活相談員の資質の向上を図っていく。だとすると、複数の登録試験機関制度として、なおかつ、ここでの試験の中身を法律で今後規定していくときに、それぞれの分野の専門性、人材育成の特徴も尊重しながら全体の底上げをしていく。試験問題も含めたそのような独自性も尊重しながらやっていく。それが将来的には3分野の人材育成をどうするかというこれまで積み残しの議論がありますから、その議論につながっていくのだろうと思うので、そのあたりはぜひ配慮していただきたいと思います。

以上です。

○大森座長 有山委員、どうぞ。

○有山委員 私どもも、きのうのNHKニュースを見てびっくりしているところです。また、今朝東京新聞にも載っておりますので、この意見交換会の報告書ができる前にこのような方向性を出されるということに納得がいかない。とてもおかしいお話だと思っているのです。1つのマスコミが報道するだけでなく複数出てくると、これは何らかの意図があるのではないかと感じてしまいます。

消費生活相談員はコンサルタント、アドバイザー、相談員という3つの資格がございますけれども、それぞれ個性がある資格だと思っております。ですから、現場においても、その3つの資格の者が議論しながら相談対応をすると、結構おもしろい方向性が出たりします。そこに専門のヘルパーさんなどが加わると、もっと議論ができ、よい対応ができます。

私は、特定相談員制度についても疑問を感じます。相談員の中にベテランと新米がいることは確かに事実なのだけれども、平易にフラットな関係で議論ができるような状況にしてほしい。そうすると、お互いに尊敬が出てくるし、いいアイデアが出てくる。決して回答ができるような問題がいつもいつもあるわけではなく、私たちは頭を抱え、この法律が

あるね、あの法律があるねと、現場では頭をひねりながら、そこに行政の職員が入って、この問題だったらこちらを動かしたらどうだろうか。そういう議論ができる状況をつくっていただきたい。

昨日説明に来ていただいた担当の方の御説明では、この国家資格について、消費者庁が1つの問題を作成し、それを全部の試験機関が使うことになりますと説明を受けました。結局、同じ問題をやるわけですから、同一の日にちにやるしかないわけですね。同一の日にちにやるということは、アドバイザーとかコンサルタントというのは古い資格ですが、最後に「消費者相談員」という名前の資格があると、消費生活相談は「消費生活相談員がやるべきだよ」という話になってくる可能性があると思います。ますますややこしい。それぞれに特徴があって、今、個性を尊重される時代に、いろいろな考え方で、現場を見ながら現場の人をどう救っていくかというのが私たちの課題なのです。

そういう中で、今回の試験機関も1つという話になると、前回意見交換会でのお話にもありましたように、結果としては3つの試験機関をつくるけれども、1つに試験機関に集約していく方向性なのですよという発言が私の中では思い浮かぶのです。そういう方向で制度をつくっていくおつもりなのではないかという御質問です。やはり消費者庁が試験問題をつくり、それをそれぞれの試験機関が行うという方向なのですね。

○大森座長 これは重要です。

ちょっとお待ちください。

審議官、どうぞ。

○川口審議官 いずれにせよ、何か決めているということではありません。現状、17ページの1行目、2行目に書いてあります。これは、いずれにせよ、法律に位置づけますと国が責任を持っていく試験になりますから、団体が誰も手を挙げてくれないというのはいり得ることです。そうすると、消費者庁が自分でやっていかななくてはいけないということになります。

ただ、実際に要件を満たす登録機関があれば、複数。複数といっても2つということではなくて、3つでも、4つでも、5つでも、要件を満たせば認めていくことになります。それぞれの試験を実施できるようにするというのがこの17ページ2行目についての理解でございます。

それから、有山委員は前回も今回も、地位のある人がそういうことを発言した、将来1つにしていく方向だということをおっしゃったというふうに二度にわたり御発言されていますが、私どもが承知している限りにおいてそういう発言はないということですので、具体的にいつ誰がどう発言したのかということをお示しいただければ、その点については確認したいと思います。私ども、そういうことについて発言をし得る者においては、一切そういう発言は。「そういう」というのは、複数と書いてあるけれども、将来は1つに絞っていくとか、そういうことはいずれにせよ全くありません。

○大森座長 今のようなことが正確だと思うのです。

○有山委員 ないということですね。

それから、統一の試験問題をつくるというのはもう合意事項なのですか。

○川口審議官 その点について現時点で何も決まっておられません。要するに、全く同じ問題ですと同じ日に試験をやるしかないということになってしまいますので、それは問題があると思います。ただ、一定の水準を保っていくということは必要です。法律を満たした試験をどのようにつくっていくかということは、今後、法律の中で具体的に、まさに行政の相談員としての部分について一定の水準を保っていくような仕組みは工夫していく必要があると思いますが、そのやり方についてはこの意見交換会の後、よく考えていく必要があると思います。

ただ、それは、恐らくは法律の問題ではなくて実施段階の問題だと思っています。法律にそういうところまで規定するような例はありません。ですから、法律を規定する骨格は、通常は、この登録試験機関制度をつくるということは法律事項ですので、複数の団体、1に限るときは指定機関制度の中にあります、「一に限る」と法律に書くのです。そうではなくて、この報告書に忠実にやるとすれば「一に限る」と書かないで法律にして、要件を満たすところは幾つでも認めていくということが法律事項になります。

そういうことですので、いずれにせよ、報告書に書いてあることを尊重し、書いていないことは今後いろいろ御意見をいただきながら検討していくということでございます。

○大森座長 ちょっと済みません。森大臣がお見えですので、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○森内閣府特命担当大臣 皆様、年末のお忙しい中、お集まりをいただきまして、御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。私たちの国は世界で最も速いスピードで少子高齢化が進んでおりまして、高齢者の皆様に狙った悪質な詐欺、そして二次被害も出ておりますので、これに対して地域の見守りネットワークをつくっていかうということで御意見をいただいております。

そして、高齢者の被害だけではなく、最近、食品の偽装表示の問題も起きました。これも、知事会の皆様から御意見をいただいて、早速、県知事の皆様が措置命令まで出せる、つまり、それぞれの地域で素早く動く、それについて国のほうはバックアップで御支援さしあげるといような形をつくっていきたいと思います。この見守りネットワークがふだんからいろいろな方と連絡をとっていると、そういったことにも強いのではないかと。多重債務のときにつくられたシステムを参考につくっていただきたいと思っています。

そして、今御意見があったようですが、消費生活相談員の皆様の法的資格。これを法的資格にしてほしいという御要望が従前からありまして、これに一步進みたいと思っておりますが、その内容は、私も水準をきちっと確保していかなければならないと思っております。相談員の皆様が相談窓口で悪質な業者さんとやっているときに「相談員です」と言うと、「何の資格」ということでばかにされてしまって、あっせんも進まないというようなこと

もでございます。しかし、そのあり方についてはさまざまな御意見がありますので、やはり現場の御意見をよく聞いて、一番よい制度にしたいと思っております。この問題は、毎日、事務方の川口審議官を大臣室に呼んで相談しつつ今やっておりますので、ぜひこの場でも御意見をたくさんいただきたいと思っております。

今日はインドネシア大統領の御講演があって、それを聞いてまいりました。おくれまして申しわけございませんでした。これから記者会見がございまして、私、また行かなければならないのですけれども、皆様にいつもお世話になっていることにここで御礼を申し上げて、御挨拶にかえたいと思っております。どうもありがとうございます。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、さっきの議論に帰りましょう。

有山委員、よろしいですか。

○有山委員 そうしますと。私がこういう会に出ていることさえもほとんどの相談員は知らないのです。このあと「私たち相談員はどのような変化があるのか」ということと、意見交換会について大変興味を持っていらっしゃる相談員ではない方から「この意見交換会の結果というのは、相談員さんがこれから現場を歩かなければいけないということですね」といわれました。今、相談員が動かなければならないことは何なのかということを知りたいのです。消費者相談を解決するためのものと、それ以外で国家資格を取ったのだからやるべきことを知りたいのです。新しい負担はなんなのかその辺の区別をきちっと書いていただきたいと思っております。

地方行政の職員がやることと、相談員さんが動いて警察やいろいろなところに協力を求めるというのは大変な作業で、それを相談の合い間にやっていくというのは大変負担が大きいかと思っております。そういう現場の相談員さんの実情を聞きながらどのようにしていくかというのが重要です。私は、この4回で決めてしまう、相談員の資格については2回目以降しか出てこないのに4回で大きな制度が変わってしまうことをやってしまうのですかという疑問をいまだにぬぐえないでおります。

○大森座長 でも、ちゃんと理が立って、将来的に相談員さんの水準が高まって現場がよくなる案だったら、別に何十回議論をやっても同じことです。今回は、皆さん方の御意見をきちっと聞いて、これでいきたいということですから、今、取りまとめ中ということではないでしょうか。

有山さんの御意見だと、これをこのまま繰り返しもっとやれという話でしょう。

○有山委員 そうですね。

○大森座長 それは同じことと私は思いますので、今日で決めたいと私は思っています。

○有山委員 せめて現場の相談員の体制をどうするのか。これからこの方向性が出た後に、現場の相談員さんをたくさん集めて、地方の相談員さんも含めて、どのように現実に行っていくのが有効な方向かということを考えていただきたいと思うのです。

○大森座長 それは、国と都道府県と市町村の皆さん方がよく相談されて、できるだけこ

れを生かすような方向にするのが、有山さんの御意見どおりではないでしょうか。そうであれば実効性は担保できないと思います。

それ以外のことで。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 私どもにも説明に来ていただきましたけれども、将来的に1つにするというようなことは聞いておりません。私どもは、私1人で聞くのではなくて、ほかの者と一緒に聞いておりますし、協会として聞いており、そのようには認識しておりません。

私どもとしては、これまで「相談について専門的な知識及び経験を有する者」だけの規定だったのが、消費生活相談員という職を法律に書かれるということは、相談員をしている人も、これからしていく人も、職業として相談員が明確位置づけられることになったということ

に異論はありません。

ただ、これまでの議論でも何回も申し上げていますように、質の確保というときに、登録試験機関制度というので質を確保できるのかということ。一定の質が確保できるのですかということについての懸念は第1回からずっと言わせていただいております。そのために今後議論をしていっていただけるということですから、その議論の中にもう一つつけ加えさせてもらえたら、質の確保と言う以上、試験は1つであってほしいということ。これも第1回からずっと言っています。ただ、状況によつて、いくつかの登録機関ができるということですから、例えば、共通一次試験のように、ある一定の水准确保のために全部一緒に実施して、その後に各登録機関がそれぞれ独自の試験をして認定していくというような制度も考えられないかなと思っています。そのようなことも含めて今後議論をしっかりとさせていただきたいと考えています。

もう一つ、特定消費生活相談員を都道府県に置くということについて、私ども各地の会員にいろいろ聞いています。市町村に勤める人にとって都道府県だけに置くというのは、役割は違うと前回も説明は受けましたが、この書きぶりですと、ランクづけされたようで、市町村の人から納得できないと言われていています。市町村から都道府県に任用もよしと書いてあるのですが、市町村から都道府県にこの名称のために相談員が動いていけば、市町村は空洞化していつてしまう可能性もないとは言えないと思います。「市町村の消費生活相談員からも任用可能」というところは、検討いただいて、市町村の相談員についても条件を整えば付与が可能みたいなことにすることはできないか。「市町村を指導する等」と「等」を加えていただければ、特定消費生活相談員も市町村の人たちも使える。そうすると、ある一定以上の年限を経験した人という条件があるわけですから、いわゆる雇いどめの歯どもにもつながるのではないかと思います。内容をもう少し検討していただけないかと思っています。

○大森座長 今、吉川さんがおっしゃったところは私もちょっと気になっていて、事務局から、その意味合いと特定の説明を。

では、次長から。

○山崎次長 確かに、18ページの「任用可能」というのはちょっと冷たい書き方で、本当は、事務方が言いたかったのは、都道府県にこういう職を置くわけですから、その人材というのは何も都道府県にいる人だけではなくて、おっしゃるように、いろいろな市町村に大変、力のある方がいらっしゃいますから、広く活用していきましょうという気持ちをあらわしています。

もう一つは、先ほどの有山委員のお話ですが、私もいろいろな行政を経験していますけれども、消費者庁というのは関係団体と非常によく連携できている役所だと思っています。特にこういう人の体制の問題は、報告書がまとまったから、はいやりますというようなつもりは全然ありません。これを今からどうやって現場の方にお伝えし、具体的にどうつくっていくかというのが大事。当然これから、そういう現場の方にも一生懸命お伝えしますし、意見も聞いていきたいと思っています。特定消費生活相談員についてはまだまだ。我々として目指しているところが伝わっていない感もありますから、その辺は努力したいと思います。

○大森座長 その特定のところの箇所についてはそのことを少し修正すると。

今のことですか。はい。

○池本委員 池本です。実は前回、私も同じような発想で、特定消費生活相談員というのは県での位置づけだけなのですか、市町村での位置づけを考える余地はないのですかという発言をした覚えがあります。

実は前回以降の1週間に、メールとか、会った機会に相談員20~30人の意見をちょっと聞いたのですが、市町村で特定消費生活相談員という人をもっと配置してくださいということを促していくと、それだけでなく、現在、市町村の職員が相談員任せでみずからの職務をしっかりとやれていない。そのことを最優先でやらなければいけないことにむしろ逆行するのではないかというので、反対意見がほとんどだったのです。その意味では、私はこの書きぶりを見て、あくまで都道府県に配置する、市町村などへの援助をするという役割で位置づけるということで、この書きぶりも、都道府県の相談員だけがなれるのではなくて、市町村でも経験のある人はなれるという意味で、門戸は開かれるのだということであれば、さまざまな意見の中でも、これならば何とか受け入れられるかなと思います。私自身、前回の発言とちょっと意見を変えております。むしろここは、市町村でも余り広く特定消費生活相談員の活躍をというふうにやっていくのはちょっと危険ではないかと感じています。

○大森座長 それでは、その兼ね合い。

もう一度、吉川さん、どうぞ。

○吉川委員 私自身も市町村におりましたし、市町村の相談員にかなり聞き込みましたら、なぜ都道府県だけ名乗れるのか。都道府県とかは指導的立場という意味で、その人につくものではないというのは理解しつつ、やはり、何となく納得できないという意見を私は多

数聞きました。今後、このことについて議論していただけるということですから、それはそれでいいとは思いますが。

○大森座長 次長。

○山崎次長 きっとこれは大事な議論で、これが本当に伝わっていないのかもしれませんが、私たちが今回こういう変わった名前をつけていますのは、消費生活相談員は一生懸命現場で相談業務をやられますね。その相談業務自体はまさに現場の業務なのですが、やはり今後は、相談員の処遇とか配置とかいった相談員自体のことを考える人が要ると思います。それは確かに行政がやるべきかもしれませんが、実は一番わかっているのは相談員自身です。そうすると、本当は市町村にもいてほしいと思いますが、せめて都道府県に相談員のことを考える担当官をちゃんと設置して、行政当局とも議論をしながらやっていかないと、いけないわけです。そのためには、せめて都道府県にはそういう人を置きたいというのがまず出発点だったわけです。

ただ、そのときに、今まで都道府県の職員の方がそのままなるケースもあるかもしれませんが、中には、非常に実績を積んで、市町村の職員として何十年間もやって、この方に都道府県のそういうこともしてもらいたいというケースもあります。実は制度上は市町村と都道府県で併任できる可能性もあるわけですが、そういう方については広いところから選ぶことを目指しているところです。したがって、市町村そのものに置くというのは次のステップでして、まずは、せめて47都道府県はそういう体制をつくる形をしたい。その人材はなるべくいろいろなところから集めていきたいなという感じです。

きっと、まだいろいろ議論があるかもしれませんが、そういう感じで議論を進めていきたいと思っています。

○大森座長 どうぞ。

○近藤代理 代理ですが、ちょっと発言させていただきたいと思います。

北海道の実情をお知らせいたしますと、私どもの道立センターに、主任相談員、副主任相談員を配置しています。さらに専門相談員という職も置いているのですが、経験豊かな方々であり、市町村からの相談に対して助言しています。今お考えになっているような内容をもう既に行っているのです。あと、広域相談というものが増加してきております。その中でも、連携をして、ある程度経験された相談員さんがそのような役を受け持つというようなこともやはり必要なのかなと思います。

○大森座長 大事ですね。

今のことですか。

○川口審議官 済みません。やや誤解がある委員がいらっしゃるかもしれないので申し上げますが、相談員に資格制度をつくって、さらに特定消費生活相談員という制度をつくっていくということは、決して行政職員の仕事を肩がわりしていくということではなくて、余り議論されていないのですが、19ページには、消費者行政担当職員の重要な役割というのを当然の前提として書いてあります。これは今まで以上にそこを強調していくという大

前提があつてのことですから、行政職員を肩がわりしていくということでは決してありません。前回申し上げましたけれども、都道府県の役割を強化していく、これは法改正が必要だと思います。都道府県の仕事をふやしていくときに、行政だけではなくて、そこは現場をよく知っている相談員資格者、相談員経験者から特定という人を置く。その人がすべてやるわけでもないわけです。ですから、人事異動していろいろな部署を回っている常勤の行政職員をしっかりとやっていただくということが今まで以上に重要だという大前提がありますし、その上でのさまざまな施策を当然やっていくということがこの報告書の趣旨だと思っております。相談員のところに焦点が当たっていますが、相談員さんのお仕事自体ががらっと変わるということは全くなくて、基本的には今までどおりのお仕事を、誇りを持って、信頼を受けてやっていくという考え方になっております。

○大森座長 柿沼委員。

○柿沼委員 幾つか確認で教えていただきたいのです。

消費者安全の確保のために地域協議会を設置するというのが9ページにあります。「都道府県及び市町村が『消費者安全確保のための地域協議会』を、任意で設置できるように法律に規定することが考えられる」というのがあるのです。任意設置ですと、各自治体というのは、必要があれば自分の考えで設置して実際に動かしているわけですが、消費生活審議会とか、いろいろな審議会をしているのですが、任意のものを特段ここでわざわざ設置する意味、意義を教えてくださいたいと思います。現在あるものと屋上屋を重ねることがないのかどうなのか。協議会という組織の目的、地域体制のあり方という地域の中での地域協議会の目的とするものを現状の中でどのように捉えていくのか、教えてくださいたいと思います。

それから、13ページの25行目の「都道府県が、当該市町村に代わってその事務の一部を行うことができるようにする必要がある」ということは、先ほど北海道の高橋さんの代理の方がおっしゃいましたように、例えば埼玉県ですと主任相談員というのがいて、市町村の相談員からの難しい相談を受けて行政との連携をしたりしているわけですが、地域体制と言った場合に、高齢者がふえ、地域の実情から見れば、近くで相談に乗ってもらえる方があることが非常にありがたいのです。市町村にかかわってその事務を行うことができるようにするということは、都道府県に上げてしまう市町村が出てきてもいいのかどうなのか。ケース・バイ・ケースではなくて、そのようなことが全面的にあるのかどうなのか。

消費者安全法ですと、10条の第1項で、都道府県は消費生活センターを設置しなければならないと、「ねばならない」という必置規定です。2項では、市町村は努力義務、「努めなければならない」ということなのですが、地域体制ということで、地域を充実していくということならば、屋上のほう、屋根瓦を堅固にすることも大事ですけれども、地域に応じた相談体制がもう少し柔軟にあってもいいのかなと思ったのです。

というのは、池本先生がおっしゃったように、私も昨年「相談員の在り方検討会」に出ておりましたが、相談員資格の全国の分布状況を見ても非常に偏りがあるわけです。

もう一つ確認は、きのうのNHKの文言から見ると、国家資格が設けられた後、消費生活センターの相談員にはこの国家資格と同等の技量ということですから、今までの3資格の中の人々が当然考えられるのだらうと思いますけれども、この資格以外の人々は相談員と名乗ってはいけないということになるのでしょうか。私の理解が違っているかもしれないので、そこら辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○大森座長 まず、9ページの協議会から。

○望月消費者制度課企画官 まず、9ページの協議会の点について御質問いただきました。これは、今おっしゃったように、都道府県または市町村で任意で設置できるように法律に規定することが考えられるということでございます。

この協議会の役割でございますけれども、消費者被害の未然防止とか早期発見、拡大防止などのために、消費者の安全を確保するための取り組みを効果的に行うということ、見守りを行うということを考えております。

したがって、実際に見守りをやっていただく上で、特に配慮を要する消費者の方、高齢者で何回も被害に遭っているような方々が考えられると思いますけれども、そのような方々の情報の受け渡しということが非常に重要になってくると思います。そのためには、これまでも議論がありましたように、個人情報保護法の壁でありますとか、第三者提供ができないとか、組織の壁というものがございますので、それを突破していくために、任意でございますけれども、こういう協議会を法律で設置することができるということを書いて、仕組みをつくっていくことを考えております。

2点目でございますけれども、13ページの都道府県と市町村のところでございます。これは、今、先生がおっしゃったように、高齢者の方は近くで相談に乗ってもらいたいということが一番いいのではないかと考えております。ただし、ここで書いておりますのは、小規模な自治体などで人員や体制などが不十分で、どうしても消費生活相談とかの事務を全てにわたって実施することが困難な場合がございますので、そのときには、その自治体などの求めに応じて、自治体などでよく話し合った上で、都道府県が既に消費生活相談をやっていたりしておりますので、その事務を一部行うことができるようにすることも考えられるのではないかとというようなものでございます。

したがって、これを都道府県に移して行って、基礎自治体でもうやらないということではありませんが、その下に書いておりますように、消費生活相談体制の整備が困難なところであっても、例えば相談窓口の周知でありますとか、基本的な相談の受け付けとか、情報の提供など、できることは少なくともみずからが実施していただくように、それで消費生活相談の行政がその小規模な自治体で後退することがないようにということを書かせていただいております。

○大森座長 今の御質問ですけれども、私からもいいでしょうか。

全体の流れは、今のように、全ての市町村ができることをやり抜くのが前提なのです。しかし、場合によったら、1つは、庁内の体制の連携を図ってほしいという場面には、市

町村間で連携して取り組む仕方もあるでしょうというのが12ページにあって、その上でなおかつどうしてもの場合は、都道府県が少し支援するような仕組みがあってもいいではないですかという、そういう大きな流れの中にあると思うのです。どうでしょうか。

どうぞ。

○柿沼委員 県レベルの相談体制からいけば、市町村への応援はやぶさかでないと思われているようですので、出張していくとか、引き上げるというよりは、例えば広域的な市町村連携でも、相談日の設定のときに相談員を回すとか、高齢者の人たちが近くに相談する場所があるということの安心感ですね。そういった地域体制ということから見れば、難しい問題の相談は市町村から県レベルに上がっていくということで、バックグラウンドが非常にしっかりしているということでもいいのですけれども、引き上げるというよりは、補完してあげるというような方向のほうが、地域体制としてはより望ましいのではないかと思います。

○大森座長 言葉遣いは「補完」です。「補完」のほうが明確なら「補完」という言葉に変えたほうが明確です。おっしゃるとおりです。ありがとうございました。

3点目がありましたね。お願いします。

○川口審議官 相談員というのは職。職を法律に決めますので、それについている方は消費生活相談員です。どういう人を雇っていいかということは別途議論があって、資格をとっている人。資格と同等だと都道府県知事、市町村長が認定する人。それから、現在、3資格ございますが、その3資格を持って働いている人。分類すれば、そういう3種類ということになりますけれども、そういう人は消費生活相談員になれます。その方は、資格がなくても消費生活相談員。ただ、試験合格者というのは、試験に合格した人。どの試験に合格した人というのは区別はされますが、通常、それがどのようになるか。それはちょっと細部の話でありまして、いずれにしろ、消費生活センター、あるいは窓口で勤務している人を職として法定しますと、その職についている人が消費生活相談員ということでございます。

○大森座長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私は基本的に今回のこの報告書案について賛成でございます。前回までに議論した内容もかなり付加されてございますので。

問題は、これから法制化されて、そして運用レベルにブレークダウンしていくことになろうかと思っておりますので、このときに、先ほどからも出てございますように、既存の関係団体の方々とも密に協議をしていただいて、その段階で祖語がないようにしていただきたいということだけはお願いしておきたいと思っております。

それから、1点教えていただきたいのですが、先ほど厚生労働省様の報告書の2ページ目で、地域包括支援センターが中心になって地域のケア会議というものも開催されていると確認しておりますけれども、この地域のケア会議というのはどのくらいの皆様が集まってどういう頻度で開催されているのか。また、これからこの相談員という方たちはどう

いう位置づけでこういうところにも参加されていくことになるのかどうか。この辺を教えてくださいたいと思います。

○大森座長 お願いします。

○厚生労働省老健局 老健局でございます。

御質問にございました地域ケア会議でございますが、地域ケア会議は地域包括支援センターが主催する場合と自治体が主催する場合と2通りございます。1週間に1回やっているところもありますれば、1カ月に1回のところもあります。頻度もそれぞれでございますが、支援をさせていただきたい高齢者の方の課題が見つかりますと、その課題に対して関係機関がどうネットワークを組んで対応していけばいいのかということ話し合っております。

今、御議論のありました消費者被害等の問題につきましても、相談員さんと関係機関の方にはぜひ地域ケア会議に入っていただきたいと考えております。関係する方皆さんで高齢者を支援させていただきたいという趣旨でございますので、ぜひ入っていただいて一緒に取り組ませていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○大森座長 よろしいですか。

ほかにどうぞ。

○河野委員 私も、今さまざまな議論を伺ってしまして、具体的に実行に移すときには勘案しなければいけないことがまだまだたくさんあるとは感じておりますが、今回御提示いただきました全体フレームに関しましては、ぜひ早く手をつけていただきたいと心から思っております。今回議論に上がっています地域のネットワークの構築、情報の集約と利活用、相談員さんの役割と認知度向上、任用のあり方、さらに国・都道府県・市町村のかかわり方等を通して、初めて、行政と専門家の皆さんと私たち一般国民が安心して暮らせる地域体制づくりのためにどのように有機的にかかわっていくかというのが1枚の絵のような形で示されたと私自身は感じております。

これまでは、基金獲得という財政措置の問題ですとか、人材確保を含めて相談員さんの問題ですとか、行政内での担当部署の曖昧さの問題ですとか、福祉や防災で既にできている地域ネットワークとのずれの問題ですとか、結構個々の問題にとらわれていて、消費者の安全・安心に対する全体像が見えてこなかったと思っております。この後どのように進めていくか、そこは力量が問われるところだと思いますけれども、今回御提示されたこれで消費者庁さんが考えている全体像は間違いなく見せていただいたと私自身は感じております。

先ほどから問題になっています相談員さんを今後どのように私たちのふだんの暮らしに役立っていただくかということに関して私の感想を申し上げれば、17ページの上から3行目の「消費生活相談への信頼性がさらに増す」ということと、27行目から30行目のところを書いてくださっていますけれども、「行政において」というところが先ほどいろいろ問題になっているかもしれませんが、とりあえず国民から見たら「行政において消費者の

安全確保のために尽力する社会的役割を担う職であり、専門的な知識及び技術を有し、安心して消費者トラブルについて相談できる者であることが広く認知されるように」というあたりは、国民にとってみると非常に重要な視点だと感じております。ですから、このあたりは皆さんがこれまでやっていらっしゃったことを尊重しますし、これからいろいろ不安に思われていることもあるかと思えますけれども、私は有山さんのこれまでの御意見を伺っていて、都内に住んでいなければ有山さんのような親身になってくださる方にめぐり会えないのではなくて、日本全国どこにいても有山さんのような親身になってくださる相談員さんに相談できるような体制をこれからつくっていただきたいと、お話を伺っていて思ったところです。今回のフレームがその第一歩になってくださるように、国民から見て、本当にそれは願っているところです。

あと具体的なところは、ぜひ皆さんのところでそごがないようにお話しただいて、実効に移していただければと思っております。

○大森座長 樋口先生は何か。

○樋口座長代理 ありがとうございます。

超高齢社会の当事者として消費者であるというのはこういうことかと日々感じながら生きております。ことしになってからも、友人の夫がネット被害に巻き込まれました。私にはアポとり詐欺の電話が2度ばかりかかってまいりました。つい昨日でございます。国税庁総務統括課を名乗る男からアンケート調査に答えよと言われて、黙って答えていけば、預金通帳、預金額まで聞かれるようなアンケート。もちろん私は途中でとめて、ついでに国税庁にも報告しておきましたけれども、まさに身の危険を感じながら生きておまして、この会議もむしろ遅きに失したぐらいです。

今、河野委員が言われたことと同じなのですけれども、特に資格の問題となりますと、今までの制度とか、そこの中で育った方々の権益の問題にかかわってまいりますから、議論が白熱するのは当然だと思いますし、それぞれごもっともと思ってまいりました。今、緊急事態と言っていいほどの、国民の老後の、弱い立場の人から奪ってくるなど、刑罰を1.5割増ぐらいに刑法を改正したいぐらいに冗談ですが願っています。これは弱い者いじめです。正義にかかわります。高齢者などの生命・財産を守る。そこを起点として、今までの相談員さん、あるいはコンサルタント、アドバイザーの資格がどう生きるか、あとはどうなるか。基本的には、高齢者を中心とした地域の安全を住民のために、国民のために守っていくということに立ち返りながら常に発言をしていかないと国民に対して説得力がないのではないかと。もちろん、それぞれの権利を主張していただいているのです。

この前、私のほうからも、昨年8月の中間報告、消費生活相談員資格、法的措置というのをお願いして、初めて拝見しました。中央集権的過ぎる意味でびっくりしました。資格の付与者が内閣総理大臣なるのですね。権威づけとしては理想だと思いますが、今までの経緯を考えたら、何でここまで中央集権的な報告書ができたのだろうなと思いました。考えてみたら、このとき、確かに国民生活センターがどうなるか、わからない時期でござ

いました。ですから、それはそれで納得いたしました。

今度の報告書は、それぞれの3つの資格付与団体が付与してきた資格をしっかりと認めた上で、というので結構ではないかと存じます。

まず、内容、能力を高めていただいて、あえて言いますが、そこに権威を持たせていただきたい。権威というのは国民の信頼に対する反射的な状況だと思います。そういう意味で、ぜひこの機会に国民の信頼に足るような相談員をつくるという視点でお考えいただきたいと思いました。その上で一定の権限を持たせていただきたい。

それから、特別相談員ですか、都道府県との関係はこれから出てくると思うのですが、柿沼委員がおっしゃいましたように、高齢者は遠くへ行かれません。本当は厚労省さんに申し上げたいのですが、この地域包括ケアの輪の中に、要するに人口2万の中に消費生活相談窓口というのはほとんど入らないですね。2万といたら中学校区です。中学校区に1つ相談窓口なんてありません。一体どこへ持っていったらつなげるのでしょうか。

私は、地域包括支援センターのあり方、こういうネットワークは賛成なのですが、具体的に手の届くようなルートを添えた絵を描いていただきたいと思っております。

以上です。

○大森座長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

○池本委員 池本です。意見を2点と提案を1点申し上げたいと思います。

まず、意見の1つは、先ほど川口審議官から、特定消費生活相談員と職員との関係で、職員の強化・育成は大前提であるということを説明していただきました。私自身、もちろんそうだと思いますし、ここを詳しく書き込んでいただいた、今回も担当職員の企画・立案の役割ということまで付加していただいたという意味では賛成です。

ただ、この間、相談員だけではなくて、実は職員の方からも3人ほど意見が来たのです。職員については、重要性のアピールはあるけれども、施策としては研修を充実しますということしかない。相談員のところには特定消費生活相談員という制度化がある。これが2つ同時並行で入れば、市町村にとっては相談員にどうぞというふうの流れが加速するのではないかという現場の危惧感があるのです。やはりそこは慎重に動いていく必要があるということ。

それから、都道府県の担当職員から来たメールですが、特定消費生活相談員ではなくて、消費生活相談担当主任のような職員の位置づけこそ都道府県に置いてもらったらいいのではないかという意見が出たのです。実は、職員の問題も、今回研修をやりますということ

は一応触れていただきましたけれども、消費者行政担当職員をどうやって確保し、あるいはもっと長くいて専門性を高めるかという議論が十分できていないと思うのです。そういう課題もまだあるのだということはぜひ留意していただきたい。

それから、ちょっと話が戻りますが、先ほど相談員の資格試験のことで冒頭私が質問したところで、複数の団体に担ってもらおうという方向性を再確認しました。その後の議論で、試験問題の統一化、あるいは一部統一化という話を聞いて、私、そこはちょっと驚いたのです。それは、相談員試験の質を向上するため統一化することだけ見ればなるほどなと思うのですが、私が冒頭でお話ししたように、地域の消費者リーダー、企業の消費者問題専門家、そして行政の相談窓口の専門家という3つの資格制度があって、それぞれがどう高められるかという議論ができないままに、行政の窓口のことだけやってきた。そのいびつきが出てきているのだらうと思うのです。

試験問題の統一化云々という議論は、報告書中ではない、その後の運営の問題というのですが、その3分野がきちんと生かされていくという方向づけをしながらやっていくのであれば、現在のそれぞれの試験のそれぞれの質は高めるけれども、試験問題の統一化というのは非常に危険な議論ではないかと感じました。

最後に、提案を申し上げたのは、今回、20ページの「結び」の中へ、昨年の中間報告の中で触れてあって手つかずになっていた地域における消費者活動の専門家の育成、あるいは企業における消費者問題専門家の育成、さらに自治体における消費者問題担当職員の専門性向上などについて速やかに検討していくことが求められるという方向性を確認していただき、記述していただけないかということをご提案したいと思います。

以上です。

○大森座長 最後の提案について事務方どうですか。

○川口審議官 「結び」でございますので、先生がおっしゃったように、この報告書の主たる関心と、十分検討できなかったところについてさらにそれをしっかり書いておくということは、報告書として十分あり得ることかなと思います。事務局としては、特段違和感もないし、問題もないと思われま。

○大森座長 私も異論ありませんから、書けることを書いておきましょうか。

ほかに。

どうぞ。

○有山委員 済みません。この会議で、地方の高齢者の方も含めてどう救済していくかということについては、重要な課題です。私たちも含めて、現場を見ながら本当に頑張っている方々に講座ばかりでなく、地方の自治体の職員さんとともに情報交換できる場所を作ってほしいと思います。本来でしたら、研修をなさったり、方向性を出すために情報交換できて、こういう成功例があるのだ、こういう失敗例があるのだみたいなことをフランクに話せるような場所、会議をつくっていただけたらいいと考えます。相談員は横の連携が割合いいものですから知識があって、職員さんは相談員からしか情報が得られないという

現状があります。職員同士の連携も必要です。こういう成功例があるとか、そういうものをつくっていただけたらより一層いい。そして、厚生労働省の方たち、地域協議会のようなケア会議ですか、そういうところをもっともっと充実されて、お互いの顔が見えるということが重要です。では、私は「今日相談者のところに行けないけれども、かわりに行って電話機の状態を見てきて」みたいなことが気軽に頼める状況というのが地域において安全性を守ることになると思うので、ぜひそういう情報交換の場をつくっていただきたいと思います。

今日はありがとうございます。

○大森座長 ちょっと私も意見を言っていていいですか。座長は言ってはいけないですか。

○樋口座長代理 いいのではないですか。

○大森座長 いいですか。

有山さんが前からおっしゃっていることで、今の御発言とも関係して、やはり自治体というか、都道府県、市町村の行政担当、最終的には首長さんですけれども、まず消費者行政が自治体の行政の中にしっかりした位置づけが行われていて、それがきちっと施策としても展開されることが前提になっていて、それで現場を担っている消費生活相談員の人たちに頑張ってもらおう。今の御指摘のように、担当者と相談員間のコミュニケーションをもうちょっと密にして、お互い様条項ができるような場づくりみたいなものが必要ですね。

その点でいうと、この構成ですけれども、15ページの「4. 消費生活相談員及び消費者行政担当職員の確保と資質向上」で、相談員のほうから書き始めて、最後のところに行政が出てきます。私の提案は、7と8を一緒にして、まず自治体の消費者行政担当の大切さと、それがどのようにやらなければいけないかということを強調していただいて、都道府県と市町村の皆様方が御出席ですから御了解が要るのですけれども、まずそれを書いた上で、それとの兼ね合いで消費生活相談員のあり方を書くほうがいいかなとちらっと感じているのです。

○池本委員 賛成です。

○有山委員 賛成。

○大森座長 どうでしょうか。

○柿沼委員 実際、現場におりまして、職員間にも、消費者行政を軽く見るようなところも結構あります。ですから、消費者行政が重要なのだという、ランクアップをさせていく必要があると思います。どうしても消費生活相談員の処遇ばかりが矢面に立ってしまうのですけれども、まず、職員もそこら辺の位置づけをきちっと上げていくということは同時に必要だと思います。

○大森座長 それでは、済みませんけれども、事務方、いいですか。

ひっくり返しますのでちょっと文言をつけ足しますけれども、まず、そういう方向を打ち出す。全国の首長さんたちにも発信するというふうにさせていただいたらどうかと思っています。事務方、反対がなければちょっと工夫させていただきます。

それ以外に何かございますでしょうか。

どうぞ。

○柿沼委員 ちょっと足していただきたいのは、先ほどの協議会のところで、私は個人情報保護法の過剰反応を受けて、そういった協議会が必要だという説明を受けて、なるほど、今までの協議会とか、そういった地域協議会のありようを新たに設定させようとしている意図がわかりましたので、そういう意図を、新たな条件反射による、こういうことを担保するためこういう協議会が必要なのだという説明を少し加えていかないと、市町村とか県レベルでは、今までのものとどこが違うのだということの理解ができにくいと思います。この文言だけ見ると、既存の者とか、設定したり、活用したりはできると書いてあるのですが、それなのになぜわざわざ任意のものを法の中に持ち込むのだということが理解できにくいので、その担保のために書いていただければと思います。

○大森座長 はい。異議としていただきましたので、そこを少し考えます。

それ以外にございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

いろいろ御意見が出ましたので、恐縮ですけれども、あとは私と事務局にお任せいただけるでしょうか。多分、趣旨を変えたり、重大なことを加味することはそれほどありませんけれども、皆さん方の今日の御議論の範囲の中で修正できることを修正させていただくということで、一応、本日をもって私どもの意見交換会を閉めることにさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員 いろいろありがとうございました。

最後に、副大臣から。

○岡田内閣府副大臣 長時間にわたりまして、取りまとめ、議論をいただきまして、本当にありがとうございます。私見も交えてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私も、森大臣とともにインドネシアのユドヨノ大統領の講演会に出席をしておりましたので、おくれ遅れまして申しわけありません。

食品表示問題がこんなに社会問題になったことはないのだろうと考えています。消費者庁が発足したのは平成21年9月でありますから、全前政権がスタートしたときからスタートをしたということも言えるのかなという考え方を持っていますが、去年の12月まで3年3カ月、担当大臣が10人かわりました。食品表示問題は17件ありました。もちろん、その都度対応はいたしましたけれども、私は、政治のリーダーシップがなかなか発揮できなかったのではないかという考え方を持っています。

森大臣にかわって1年になりました。スピード感を持って、特に消費者行政には理解が深い森大臣であります。今、地方自治体、市町村長にも消費者行政生活相談員の重要性についても認識させるという御意見もありました。私も大賛成です。これは、全国市長会とか、市町村議長会とか、地方六団体がありますから、そういう場所に出向いて、この機会にしっかりと説明をするということが大事なのだろうと思っております。私は、市長経験

から考えてもそのように思っています。

行政、特に山崎次長さんを初め担当の方がいらっしゃいますが、行政は問題を起こしたら次の対応をすればいいということではなくして、私は市長を3期やりましたが、御用聞き政治というのを一つの考え方にしていました。こちらから出向いて要望を聞いて歩く。いろいろなことがあっても、役所まで電話をする、担当課、いや違います、次、こちらの課ですとたらい回しされているうちに、面倒くさくてやめてしまうということが間々あるのだらうと思っています。

市町村長一つとっても、ここに一人一人に話をするのがなかなか時間がかかります。そういう時は、全国市長会、全国知事会、特に今回の一連の食品表示問題を受けて、都道府県知事に措置命令、権限が付与されるということになりましたので、都道府県知事にも知事会という会議がありますから、こういう席に、何も全然関係ない、行ってダメなときは保証はないですけれども、わずかな時間はとっていただけるはずでありますから、説明をするそういう行動をされるべきだ、今までと同じにやっていたのではダメだということをもまず申し上げたいと思っております。

来週、16日月曜日の7時からビートたけしの「TVタックル」でやりますが、私が出るのは8時台だということです。この食品表示問題を50分ぐらい。あの「TVタックル」は10人ぐらいいましたから、発言する人が多くて、私が消費者庁の対応をやろうと思っても途中で遮られてしまいますから、十分な話はできなかつたと思います。

いずれにしても、緊急に対応していくということで、仮称であります、食品表示モニターを全国で500人ぐらいつける。そして、市町村でもっと必要、重要だと考えれば、消費者活性化の基金をつくっても対応ができるというようにしました。議論の中にありましたけれども、食品Gメンについても、景品表示法を改正して、外食にも立ち入り検査ができるような権限を付与する法案を来年の通常国会の中で出していく。食品表示モニターについては、通常国会ではなくして、やはり早い対応が必要だということで、補正予算でこれを予算化しようということで考えているところであります。

こういうことを考えますと、いずれにしても、消費生活センターも大変重要になってくるだらうと思えますし、現場で働く相談員の方々の資質も高めていく。そして、処遇ももちろんありますが、これは大変重要なことだらうと思っているところであります。

この前、私は、情報が大切という武蔵の話を取り上げましたが、もう一つ、武蔵が大事なのにしたのは「備えあれば憂いなし」という言葉だらうと思っております。私は水戸ですが、徳川水戸家の徳川斉昭公という9代藩主ですけれども、偕楽園、弘道館をつくられた方です。最後の将軍、慶喜のお父さんでありますけれども、斉昭公が最も好んで使った言葉は「備えあれば憂いなし」という言葉だったそうであります。

21世紀を生きる私たちにとって、今一番大切な言葉は3月11日の大震災。私たちの生き方をもう一度考え直せということではなかったか。停電や断水を経験しました。太陽の明るさや水に対する恐れを再認識させられたと私は考えています。私たちは、生きている

ということよりも、むしろ太陽の恩恵とか太陽の恵みという言葉があるように、太陽によって生かされているということを再認識する。消費者行政をやることは天命であり、天職という言葉もあるように、大震災は天災であり、天変地異です。天地神明とか天罰観面できめんとか、天真爛漫、天衣無縫とかありますけれども、消費者の皆さんにとっても、天下泰平、明るい平和な地域をつくるということが一番大切なのだらうと思っています。

武蔵の『五輪書』の中に幅1尺は広いか狭いかという考え方が説かれています。1尺というのは30センチです。川幅の狭いところ、浅い川に橋をかけて渡すときに、人1人が渡れる幅は1尺（30センチ）あれば十分です。「有用の用」と言うそうです。しかし、川幅の広いところ、谷底のような川に橋をかけて渡すときに、人1人が渡れる幅は30センチでは危なくて渡れない。5メートル、10メートルの幅の橋をかける。それでも危ないといって両側に手すりをかけると思います。どんなに幅の広い橋をかけても、人1人が渡れる幅は30センチあれば十分です。30センチ以外の幅をいかに広げることができるか、今、それが問われている時代なののだらうと思っています。

大震災で言えば、ろうそくや懐中電灯の備えはあつたらうか、ふだん普段は必要としないもの、しかし、時として必要とするもの、「無用の用」と言うそうです。この消費者行政を、消費生活相談を通して相談員の方々がそれぞれの資質、魅力を高めていく。30センチ以外の幅をいかに広げられるかということは、仕事だけではなくして、その人間の魅力、資質を高めることになるのであらうと思っています。そのためには、国家資格も含めて、消費生活相談員の社会における重要な位置づけをこれからしっかりと明記していく。この間にはさまざまな議論があらうと思いますが、そういう方針は大変大事だと思って、これは御理解いただけるのではないだらうかと思っております。「備えあれば憂いなし」という言葉が21世紀を生きる私たちにとってとても大切な言葉だということも認識していただければと思っています。

そして、地域体制のあり方です。厚生労働省の資料1の4ページですが、私はこれはこれで別に問題はないのだらうと思っていますけれども、「小地域（中学校区程度）を基盤とした」と書かれてあります。やはり小学校区というのは何地域と言うのでしょうか、聞きたいと思っていますけれども、小学校地域。私の水戸市は31小学校区ありました。1小学校区1公民館ということで、私、公民館行政、公民館づくりに力を入れていました。31番目の公民館ができたときに、生涯学習都市宣言をいたしました。地域の核、みんなが集まる場所、そこでこの消費生活の問題も相談をする、犯罪があつたときには防犯パトロールの組織も地域でつくる、地域の福祉支援システムも全部地域でつくる。地域でできないことを市長や議会、行政に頼むのであらうと思っています。地域でできることは地域で解決する、それが本来の住民自治のあり方だと私は考えています。ですから、中学校区程度という意味がちょっと。

今、消費生活相談員というのは約3,300人しかいない。この数もふ増やし、充実していくことも大切だと考えています。そういう人数の視点から中学校区と書いたのかどうか

からないけれども、基本は中学校区と2つの小学校区があったときに、いろいろな問題を1つにしようとする、こちらの区長さん、こちらの区長さんでいつもトラブルになるのです。これが現場の状況です。だから、小学校区だとまとまりやすい。

今、私たちに一番大切なのはきずなだと思います。絆（きずな）という漢字は左側がいとへんです。縁があって出会って、いろいろな話をしてきずなが深まり、そして一緒になる。結納の「結」も、組織の「組」も、福祉システムの組織の「組」も「織」も、継続の「継」も「続」も。政治は点を線にするとか、後援会の網の目によって、みんな左側の漢字は「糸」なのです。ネットワークを結ぶというのは糸を結ぶということだろうと私は思っています。経営という言葉も左側はいとへんです。経営という言葉をもとに引いてみますと、目標を定めてそれに向かって精進することと書かれてあります。経営の「経（けい）」は、お経の「経（今日）」とも読みます。ばらばらの玉も一本の糸で結ばれば立派な数珠になる。糸が切れたら数珠になりません。生きるというのはネットワーク、糸を結んでいくということだろうと思えます。この絵図は別として、考え方はあるでしょうけれども、これは回答を求めませんが、やはり小学校区を基本に置いてさまざまな行政を進めていかないと、きずなはしっかり広がっていかないのだろうと思っているところでもあります。

皆さんにお願いしたいことは、有山委員さんからいろいろなお話がありましたが、それぞれの地域の消費生活相談員の皆さんにも、今日の模様を一人でも多くの皆さんに話をしあげることが一番大切です。

3つの「話」というのがあります。会話の「話」、談話の「話」、対話の「話」、これは「話（はなし）」という感じ漢字です。話をするから組織の輪が広がるのです。情報は話をしなければ広がらない。きのう昨日の1年間の締めくくりの漢字は「輪」でした。話をする、和やかになるのです。和やかというのは、平和の「和」という漢字です。聖徳太子の十七箇条の第1条は「以和爲貴（和をもってたつとし）」と。食べ物にも和え物あえものというのがあります。ワカメやネギやウドや海の幸、山の幸をみそや酢や調味料とまぜ合わせることで、もっといい味を出すのがあえものです。「和え物」の「和」は「平和」の「和」です。私は、和の色は何色だと言われたら、紫ということにしています。交差点の信号機は赤と青と黄色。3つの色をまぜ合わせると紫という色に変わります。紫という漢字は「比」のような字を書いて、下は「糸」になるのです。合わさるから糸になる。こんな話を今日今日はさせていただきました。

本日いただきましたこの報告書をもとに、私ども制度化に向けてしっかりと皆さんの御意見をいただきながら、これから議論・検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○大森座長 事務局、何かアナウンスメントは。

○望月消費者制度課企画官 本日御発言いただいた内容について議事録をホームページ上

に掲載させていただくため、後日、事務的に確認をさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○大森座長 ありがとうございます。